

第206号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所
名古屋市中区金山1-15-10 三井生命ビル8F
Tel 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成20年8月11日

<http://www.maeda-cpa.com/>

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第205回

まさしく命懸けの戦いの局面になってきましたね。
厳しいですが生き残るために一工夫してください！！

工夫その1

営業にとって不可欠なことは耳です、情報です。

(イ) 人は話を聞いてくれる人が好きです。
聞く営業は「三方よし」のサイクルを生み出します。

↓ **売り手よし、買い手よし、世間よし** ですね。

顧客から信頼され、満足した顧客から紹介を受け、さらに会社の評判が良くなり、従業員のモチベーションが高まります。

(ロ) なぜか

- ・ 聞くことで相手の情報を得る、そして
- ・ 聴くことで顧客の好意を得る（傾聴のスキルを使って顧客の好意を得る）
- ・ 利くことで顧客からの尊敬と信頼を得る（顧客にとっての利益に気づく）
- ・ したがって役立つサービスを提供するので効く（効果がある）ことで契約を得ることが出来る

これで信頼を勝ち得ます、さあひとガンバリ、スキルアップしましょう。

工夫その2

コストUPの今日、値上げ交渉力を身につけることはまた命懸けの戦いです。

(イ) きちんと数字%を示して明確に申し入れることが必要です。
そのために資料をしっかり示すこと。そのためには1製品・商品当りの原価科目別の原価算定ができることが重要です（何が何%上昇して、全体として原価が何%上昇した・・・）。

(ロ) 日ごろのヒアリング、コミュニケーションで総合的に顧客を理解しておこう。小細工は辞めよう。あそこと付き合うことが大事だというアピールを日頃からしておこう、認められよう。

(ハ) やはり自社の特徴、価値を命懸けで作ろう。

やはり日頃からの積み重ね、勉強が重要です。

住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の創設

喜田 洋通

今回は、平成20年分の所得税の改正により新たに創設された住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例について説明します。
まず、住宅借入金等特別控除とは、住宅ローンを使って下記の要件で新築又は中古住宅を購入又は増改築等をした場合に、借入金等の年末残高の合計額の0.5%から1%の金額を10年から15年間、所得税額から控除するというものです。

【適用要件】

- ① 家屋の床面積が50㎡以上であること。
- ② 床面積の1/2以上が自己の住居の用に供されていること。
- ③ 住宅取得後6ヶ月以内に入居し、控除を受ける年の12月31日まで引き続き住んでいること。
- ④ 住宅ローンの返済期間が10年以上であること。両親や親類等の個人からの借入の場合は対象とはならない。
- ⑤ 住宅取得控除の適用を受ける年の所得が3,000万円（給与所得者の年収3,336万円）以下であること。等

今回新たに創設された特例は、下記の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借入れた住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度とします。）の一定割合を所得税額から控除するというものです。

【適用要件】

- ① その家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したとき。
- ② この制度の適用期間は5年間です。

【控除率】

- I 省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、特定の省エネ改修工事(省エネ改修工事のうちエネルギーの使用の合理化に著しく資するものをいいます。)に要した費用の額(200万円を限度とする。)に相当する部分の金額・・・2.0%
- II 省エネ改修工事等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、(I)以外の部分の金額・・・1.0%